

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

1月18日発行

Vol.291

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

1/12 木 南相馬市HP「フォトレポ」から

# 世界初！ 完全自律制御ドローンでの 長距離荷物配送実証試験

世界初となる完全自律制御ドローンの長距離荷物配送の実証試験が、市内の海岸で行われ、小高～原町区間約12kmの輸送に成功しました。



© City of Minamisoma

**2ページをご覧ください。**

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・世界初！  
完全自律制御ドローンでの  
長距離荷物配送実証試験----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 7
- 富岡町 ----- 10
- 郡山市 ----- 11
- 福島県 ----- 12

●三条市News

- ・双葉町長選挙  
双葉町議会議員一般選挙  
不在者投票をする方へ----- 15

●東京電力

- ・賠償項目のご案内 ----- 16

●交流ルームひばり通信

- ・お年玉!! 幸藏さんからいただいた  
お米の受け取りについて----- 19
- ・1月・2月の「ひばり」 ----- 20

1/12 木

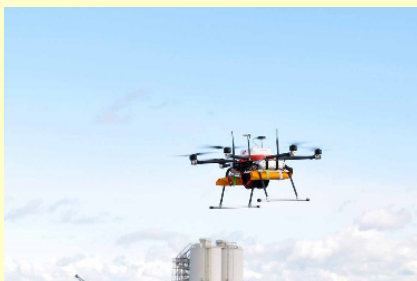
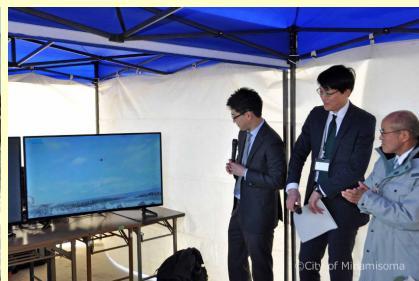
# 世界初！完全自律制御ドローンでの 長距離荷物配送実証試験

世界初となる完全自律制御ドローンの長距離荷物配送の実証試験が、市内の海岸で行われ、小高～原町区間約12kmの輸送に成功しました。

試験は、市と経済産業省、福島県などの主催。「福島浜通りロボット実証区域」制度を活用し、株式会社自律制御システム研究所のドローンが小高区村上から原町区の北泉海水浴場まで、温かいスープの入った容器を運びました。

手動ではなくプログラムで飛行する「完全自律制御飛行」の回転翼ドローンが、10km以上の距離を配送する試験は世界で初めてです。

市では、試験をイノベーション・コースト構想の実現に向けた第一歩とし、本市と浪江町に整備予定のロボット・ドローンの実証拠点「ロボットテストフィールド」と連携して、ロボット産業の集積を目指します。



© City of Minamisoma



## 南相馬市からのお知らせ

### 南相馬市民の避難状況 ※南相馬市外に避難している人数

#### 【都道府県別】

平成29年1月12日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	3,619	群馬県	114	青森県	18	広島県	5	島根県	1
宮城県	1,339	北海道	54	兵庫県	18	大分県	5	和歌山県	-
東京都	498	山梨県	54	京都府	16	宮崎県	5	鳥取県	-
茨城県	483	長野県	52	沖縄県	13	三重県	4	徳島県	-
山形県	468	秋田県	42	福井県	12	富山県	3	高知県	-
<b>新潟県</b>	<b>465</b>	岩手県	38	滋賀県	9	香川県	3	熊本県	-
埼玉県	427	静岡県	32	岐阜県	8	愛媛県	3	鹿児島県	-
栃木県	336	石川県	28	岡山県	8	佐賀県	3	海外	10
千葉県	276	大阪府	23	福岡県	8	山口県	2	<b>合計</b>	<b>8,797</b>
神奈川県	267	愛知県	19	長崎県	8	奈良県	1		(1/5 8,840)

#### 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	924	喜多方市	32	三春町	10	広野町	4	合計	3,619
相馬市	850	本宮市	31	棚倉町	9	磐梯町	4		
いわき市	535	会津坂下町	22	大玉村	9	泉崎村	4		
郡山市	439	鏡石町	15	南会津町	7	榑葉町	3		
会津若松市	165	桑折町	14	金山町	7	天栄村	2		
新地町	148	川俣町	14	会津美里町	6	鮫川村	2		
須賀川市	84	猪苗代町	14	矢吹町	6	浅川町	2		
二本松市	82	西郷村	12	矢祭町	6	小野町	2		
伊達市	72	田村市	11	古殿町	5	国見町	1		
白河市	49	西会津町	11	北塩原村	5	塙町	1		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	35,106人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,130人
	市内の仮設住宅	2,221人
	市内転居	6,593人
計		47,050人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	8,797人
	(うち福島県外)	(5,178人)
	計	8,797人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	5,276人
	転出	10,427人
	所在不明	11人
	計	15,714人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成29年 1月12日現在の 居住者数
小高区	12,842人	1,094人
鹿島区	11,603人	12,305人
原町区	47,116人	42,899人
計	71,561人	56,298人

(他市町村からの避難者 2,578人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

## 被災者生活再建支援金の申請期限が1年延長になりました

1月11日HP更新

**新たな制度ではありません。  
すでに申請している方はお間違いの無いようご注意ください。**

## 申請期限が延長になりました

	これまでの申請期限	延長後の申請期限
基礎支援金	平成29年4月10日	<b>平成30年4月10日</b>

※加算支援金はこれまでと同様に平成30年4月10日までです。

## 被災者生活再建支援制度について

被災者再建支援法に基づき、**自然災害によって被災時に居住していた住宅に被害**があった世帯へ、住宅の被害の程度と、今後のお住まいをどのようにされるのかに応じて、被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)と国から、支援金が支給されます。

※ 原子力災害による被害は適用外です。

## 対象となる被災世帯

東日本大震災の**地震および津波**によって、被災時に居住していた住宅が下記に当てはまる世帯が対象となります。

- (1)「全壊」
- (2)「半壊」・「大規模半壊」または「住宅の敷地に被害」が生じたと判定され、その住宅をやむをえず解体した
- (3)「大規模半壊」

※ 持家だけでなく、マンション、アパートなどの賃貸住宅に居住していた場合も対象となります。逆に、持ち家でも実際は居住していなかった場合は対象となりません。

## 支給額

1世帯当たりの支給額(上限額)は、以下の2つの支援金の合計額となります。

※ 平成23年3月11日現在の世帯人数

**1人の場合(単数世帯)は、各該当欄の金額の3/4の額**

## (1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

り災判定後、震災発生当時居住していた住宅が大規模半壊・全壊と判定された方、または半壊・大規模半壊・敷地被害で住宅を解体された方が申請できます。

住宅の被害程度	全 壊	解 体	大規模半壊
支 給 額	100万円	100万円	50万円
(単数世帯支給額)	75万円	75万円	37万5千円

次ページへ続きます 

**(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）**

基礎支援金の対象となる方で、住宅の再建方法が決定した方が申請できます。

**※ 公営住宅へ入居する方は対象にはなりません。**

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
(単数世帯支給額)	150万円	75万円	37万5千円

※ 支援金が支給された後で、住宅を解体したり、再建方法を賃貸から変更したりした場合、差額支給を申請できる場合があります。

例

**(1) 基礎支援金**

当初:大規模半壊(50万円)→変更:解体(100万円) 差額50万円の追加支給

**(2) 加算支援金**

当初:賃貸(50万円)→変更:建設・購入(200万円) 差額150万円の追加支給

※詳細についてはお問い合わせください。

**申請受付場所・時間**

- ・南相馬市役所 健康福祉部 社会福祉課
- ・小高区役所 市民福祉課
- ・鹿島区役所 市民福祉課

} 午前8時30分～午後5時15分

**提出書類**

- ・被災者生活再建支援金支給申請書
- ・振込先預金通帳の写し(申請者名義のもの)
- ・【基礎支援金の場合】り災証明書の写し
- ・【加算支援金の場合】再建後の住宅の工事/売買/賃貸契約書の写し

**問い合わせ**

南相馬市役所 健康福祉部 社会福祉課  
小高区役所 市民福祉課  
鹿島区役所 市民福祉課

TEL 0244-24-5243

TEL 0244-44-6413

TEL 0244-46-2113

## 市民の内部被ばく検診結果(11)

1月17日HP更新

1. 検査時期: 平成28年4月1日～9月30日
2. 受診者: 南相馬市民 5,474人 (大人 1,971人、子供 3,503人)
3. 検査機器: キャンベラ社製WBC(南相馬市立総合病院)および日立アロカ社製WBC(医療法人伸裕会 渡辺病院(渡辺クリニック))を使用し、セシウム134および137に由来する放射線を測定しました。  
機器の器械的測定検出限界は、約4Bq/kg(体重)です。  
今回の結果は、南相馬市立総合病院および渡辺クリニックでの測定結果をまとめて集計しています。

## 検査結果の総括

今回は、平成28年4月から平成28年9月末までの検査結果に基づいた南相馬市民の体内被ばく危険度についての委員会見解を報告します。

(1) 体内に放射性セシウムを取り込んでいる方の割合は、大人・子どもともに非常に低い状況です。現在、南相馬市では、汚染食品などの摂取による内部被ばくのリスクは、非常に低く抑えられていることが分かります。

(2) 南相馬市民の食品や環境からの内部被ばくのリスクは低く抑えられていますが、内部被ばくの原因として食品や飲料水に不安を持っている方もいるようです。しかし、これまでのWBCによる体内汚染の検査結果から見ると、通常の流通食品を食べる生活を続けていけば、内部被ばくは、十分に低く押さえられることが判明しています。水や食品汚染に不安を持つ方もいるため、今後も引き続き積極的な情報提供を行います。

(3) 南相馬市では、市民の健康を守るために、今後も内部被ばく検診をはじめとした事業を実施し、市民の内部被ばくを減らすための活動を続けていきます。市民の皆さまは、自分の健康を守るために積極的に受診してくださるようお願いいたします。

南相馬市長

桜井 勝延

南相馬市放射線健康対策委員会

委員長 京都大学名誉教授

渡邊 正己

委員 南相馬市立総合病院院長

金澤 幸夫

委員 東京工業大学放射線総合センター助教

富田 悟

委員 南相馬市立総合病院 医師

坪倉 正治

問い合わせ

健康づくり課 放射線健康調査係

TEL 0244-24-5381

検診結果を添付しました。

※南相馬市の世帯



**みなみそうまチャンネル。**  
Channel assist by  
**yoozma**  
www.yoozma.jp



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 (90分) ※パソコン視聴

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 市長定例会 1月記者会見 [19分]
3. 祝 平成29年南相馬市成人式  
～ありがとう 20年分の感謝～ [30分]
4. 平成29年 小高神社 はしご乗り奉納 [20分]
5. ～子どもたちの帰還へ～ 小高中学校 校舎等内覧会 [15分]
6. 市役所便り 健康福祉課  
糸魚川大規模火災義援金募集のお知らせ [2分]
7. リクエストアワーのお知らせ [2分]

番組内容[1/18～1/25]

今週は、大人としての決意を新たに第一歩を踏み出した新成人の皆さんを祝う「南相馬市成人式」の様子をお届けします。

また、小高神社で開催された「はしご乗り奉納」などをお届けします。



浪江町からのお知らせ

浪江町HP「町の話題」から

平成29年浪江町成人式

1月8日(日)、平成29年浪江町成人式が二本松市安達文化ホールで行われました。式典では、新成人を代表し横田夏美さん(苅野地区)が誓いのことばを述べ、「浪江町合併60年の軌跡」、「私の大切な場所ふるさと浪江」のビデオ上映を行ったほか、浪江町タブレットキャラクター「うけどん」も会場へ駆け付け新成人を祝いました。集合写真は、大堀・苅野地区の新成人の皆さんです。



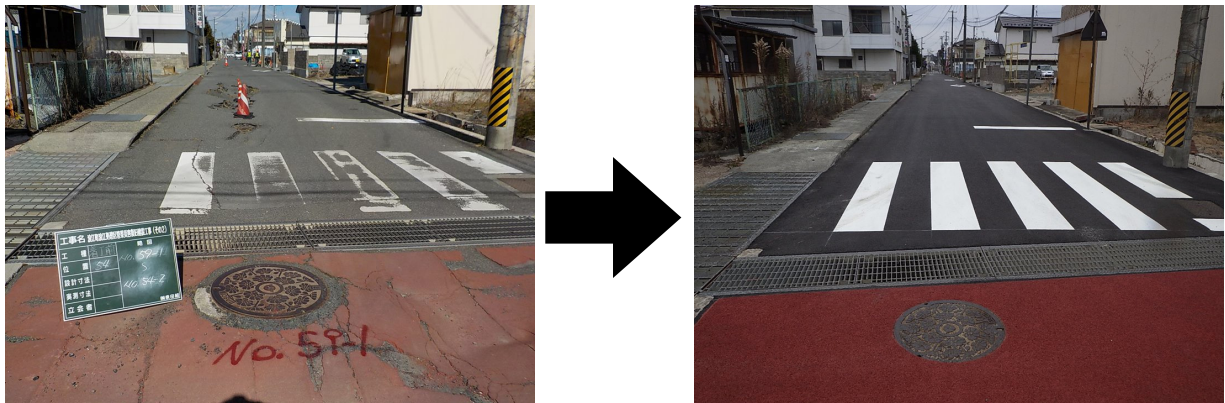
## 浪江町HP「つながろう なみえ」から

## 下水道の復旧が進んでいます

避難指示解除を見据える浪江町内の一部（避難指示解除準備区域と居住制限区域）では、東日本大震災時に被災したインフラの復旧が急ピッチで進行中です。

たとえば、権現堂地区で下水道管が破損して道路が陥没していた場所も、写真のとおりきれいになりました。（復旧後の写真は先月末撮影）

道路や上水道とならんで生活に不可欠な下水道も、災害復旧が進んでいます。



## 被災者生活再建支援金・基礎支援金の申請期限が1年延長になりました

（平成30年4月10日まで）

1月17日HP更新

東日本大震災の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に目立つ損害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

ただし、国は原発事故による長期避難を対象外と法解釈しているため、町は正当に支給するよう要望しております。

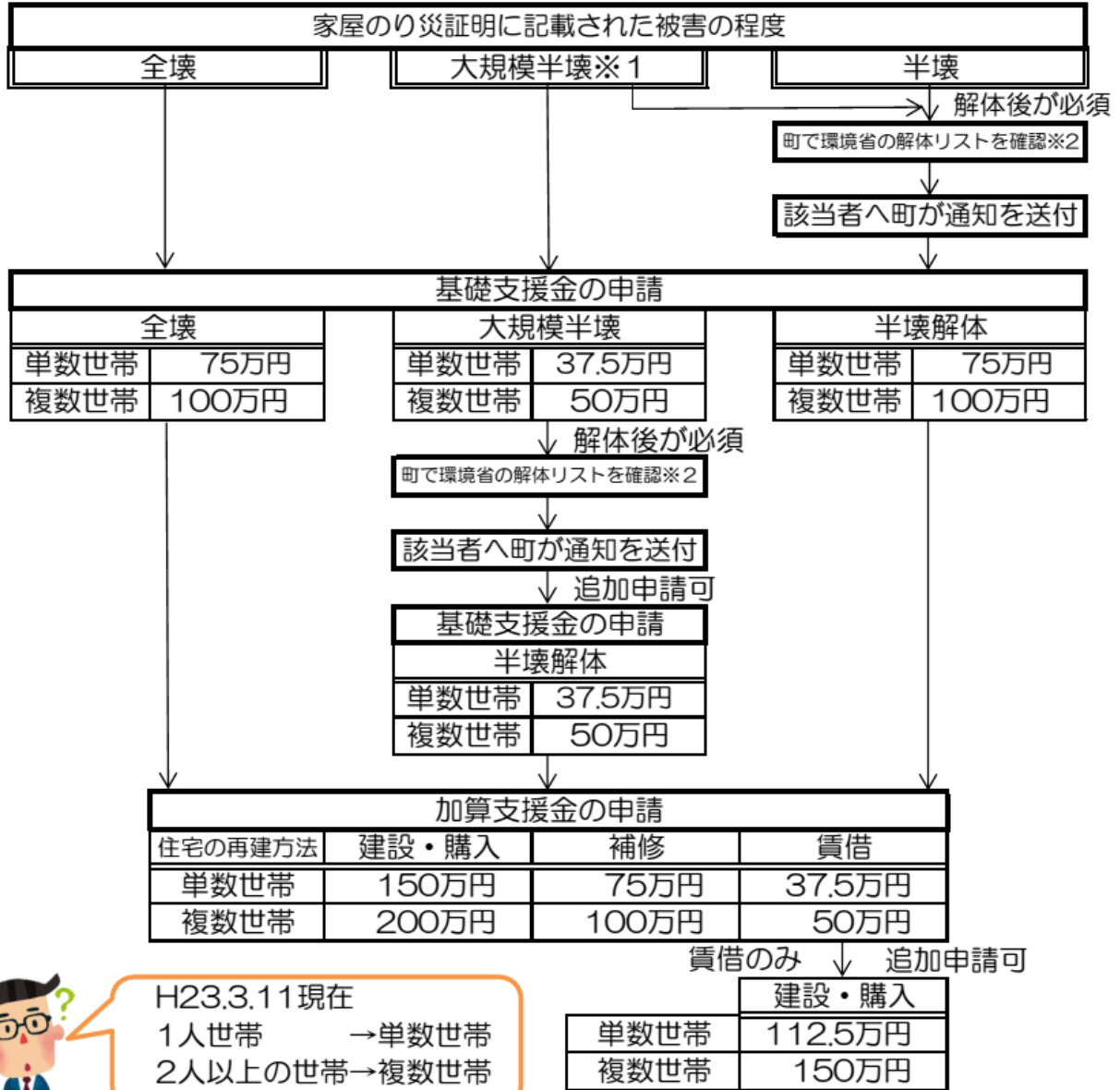
**被災者生活再建支援金の内容については、  
4ページをご覧ください。**

次ページへ続きます 



被災者生活再建支援金申請フローチャート

①申請の流れ



H23.3.11現在  
1人世帯 → 単数世帯  
2人以上の世帯 → 複数世帯



- ※1 被害の程度が大規模半壊の場合、4通りの申請順があります。
- (1) 基礎（大規模半壊）→加算
  - (2) 基礎（大規模半壊）→加算→基礎（半壊解体）
  - (3) 基礎（大規模半壊）→基礎（半壊解体）→加算
  - (4) 基礎（半壊解体）→加算

※2 解体完了後、環境省のリストが送付されるまでかなりの時間を要します



## 富岡町からのお知らせ

### 「富岡町避難指示解除に係る住民説明会」開催のご案内

1月13日HP更新

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故発生から5年10カ月が経過する中、今なお不自由な避難生活を強いておりますことに心より深くお詫び申し上げます。

富岡町においては、昨年9月17日から本年年明け以降の避難指示解除までの間、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)を実施しておりますが、このたび、町民の皆様に対して、富岡町の避難指示解除についての政府の考え方をご説明し、町民の皆様との意見交換をさせていただきたいと考えております。

つきましては、下記のとおり住民説明会を開催いたしますので、ご多用の折、誠に恐縮ですが、皆様のご参集を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日	時	会 場
1月21日(土)	午前10時～正午 午後1時～3時	いわき明星大学 AV大講義室 (いわき市中央台飯野5-5-1)
1月22日(日)	午前10時～正午 午後1時～3時	ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールA (郡山市南2-52)
1月29日(日)	午前9時30分 ～11時30分	すみだ産業会館 第1・第2会議室 (東京都墨田区江東橋3-9-10)

### 申し込み

事前に申し込む必要はありません。当日、時間までに会場にお越しください。

### 問い合わせ

原子力災害現地対策本部 総括・広報班  
内閣府 原子力被災者生活支援チーム

TEL 024-521-7839

TEL 03-3581-9753



## 郡山市からのお知らせ

## 平成28年度個人積算線量未就学児童第2回測定結果について

1月13日HP更新

この度、未就学児童を対象とした第2回目の測定結果がまとまりました。  
 なお、今回の結果については、郡山市原子力災害対策アドバイザーの方々から測定者全員が「健康に影響を与えるような数値ではない」とする専門的な知見をいただいています。

## 未就学児童測定結果（第2回）

1. 測定総数 5,970人
2. 測定期間 平成28年8月31日(水)～11月8日(火)の70日間
3. 測定対象期間の自然放射線被ばく相当量0.12mSvを除いた数値

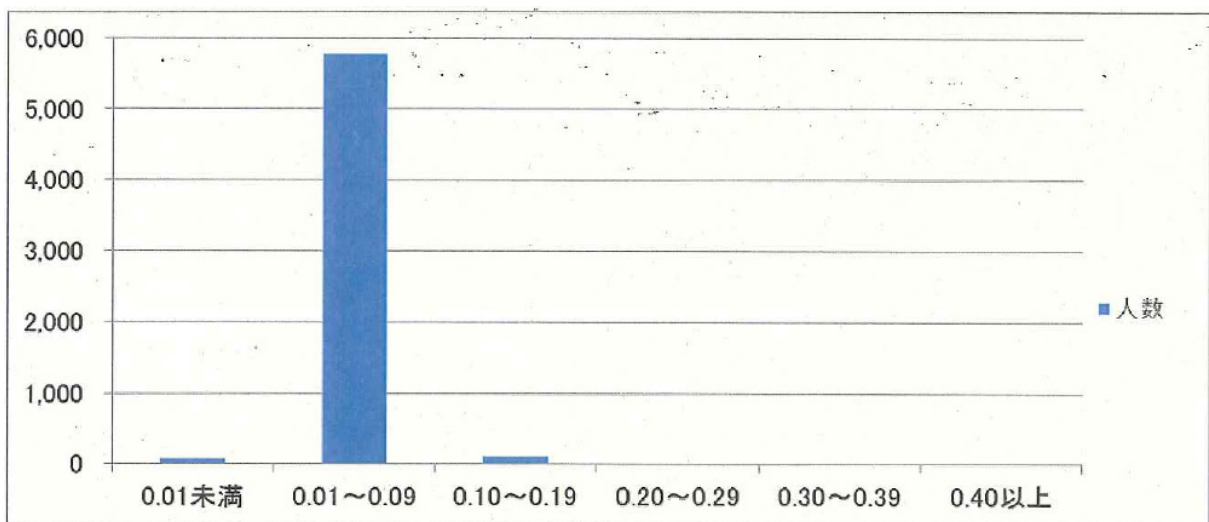
	測定値	年間推計値
最高値	0.20	1.04
最低値	0.01未満	0.05未満
平均値	0.0447	0.233

(単位：mSv)

## ■第2回測定結果分布（年間推計値）

年間推計値(mSv)

	0.01未満	0.01～0.09	0.10～0.19	0.20～0.29	0.30～0.39	0.40以上	合計
mSv		0.05～	0.52～	1.04～	1.56～	2.09～	
人数	86	5,771	112	1	-	-	5,970
割合	1.44%	96.67%	1.87%	0.02%	0.00%	0.00%	100%



問い合わせ

こども部こども未来課

TEL 024-924-3801



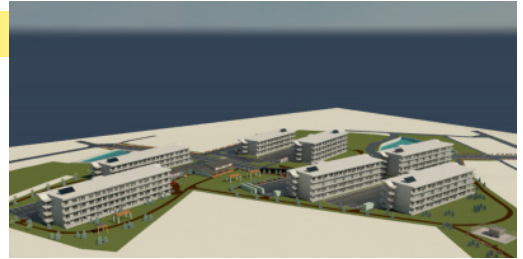
### 復興公営住宅の完成写真【相双地区】

1月17日HP更新

#### 上町団地（南相馬市）

- ・南相馬市原町区上町1丁目 地内
- ・鉄筋コンクリート造 3、4階建て 7棟182戸

12月13日、入居者代表が出席する中、鍵引き渡し式を開催しました。12月15日から入居が開始されています。



#### 【外観】



気軽に交流できるスペースとして  
広場やあづまやを設置

#### 【LDK(3LDKタイプ)】



3LDK(一般仕様)のリビング・ダイニング

#### 【キッチン(3LDKタイプ)】



3LDK(一般仕様)のキッチンは対面式

#### 【和室(3LDKタイプ)】



リビングと和室は南側に配置し、採光を確保。和室には押入れを設置

#### 【洋室(3LDKタイプ)】



北側に洋室を2部屋配置。各洋室には収納を設置

次ページへ続きます

【洗面脱衣所(3LDKタイプ)】



洗面化粧台、洗濯機パンを設置

【トイレ(3LDKタイプ)】



高齢者でも安心して利用できるよう手すりを設置

■車いす対応3LDKタイプ

1階3LDKタイプ住戸の一つは、車いすにも対応する住戸です。

【LDK】



車いす対応の流し台

【洗面脱衣所】



車いす対応の洗面台

【トイレ】



一般仕様の住戸よりもスペースが広いトイレ

【集会所】



入居者同士はもとより、入居者と地域の方々が交流できるようコミュニティ集会所を整備しました。屋根に太陽光パネルを設け、環境負荷の低減を図っています。

【駐輪場】



各住戸専用の物置や共用の駐輪場を設置しました。

問い合わせ

建築住宅課 復興住宅整備担当

TEL 024-521-8387

**(株)ローソンと県立小高商業高等学校がタイアップし、新商品を開発**

1月13日HP更新

県立小高商業高等学校の生徒たちが、商品企画から開発、実際の販売までの商業の実務を学ぶとともに、「地元の食材を使用し地域の活性化を応援したい」という思いから、(株)ローソンと連携して、復興支援コラボ商品を開発しました。

株式会社ローソンと福島県とは、平成22年5月10日に包括連携協定を締結しており、タイアップが実現したものです。

**復興支援コラボ商品**

- 「小高商業高校発！味わい中華幕の内弁当」
  - ・使用した県産品:鶏肉、もやし、漬物
- 「小高商業高校発！会津味噌仕立ての豚汁」
  - ・使用した県産品:豚肉、会津味噌

**販売期間**

1月13日(金)～1月26日(木)

**販売場所**

福島県内のローソン(125店舗)

**知事への発売報告**

商品の発売に先立ち、知事への発売報告が行われました。

&lt;日時&gt;

1月12日(木)

&lt;場所&gt;

福島県庁 知事室



問い合わせ

企画調整課

TEL 024-521-7108

# 双葉町長選挙・双葉町議会議員一般選挙

1月19日(木)告示 1月29日(日)投票

～三条市で不在者投票をする方へ～

- 期間 **1月20日(金)～27日(金)**  
※21日(土)・22日(日)は投票できません。
- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局 (三条市役所三条庁舎3階)

## 手続方法

### ①投票用紙一式を請求する。

双葉町選挙管理委員会から届いた「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

**双葉町の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。**  
請求してからは、双葉町の投票所で投票することができなくなる場合があります。

### ②投票用紙一式を受け取る。

双葉町選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

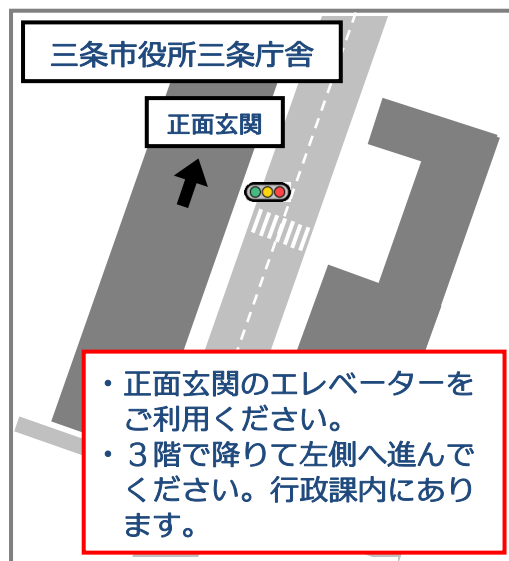


証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。  
**投票ができなくなります。**

### ③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

# 賠償項目のご案内

受付中の賠償の概要をお知らせいたします。詳しくは、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

## 個人さまへの賠償

**賠償請求を忘れていたものはありませんか？  
どの分を請求したか分からなくなっている方は、  
コールセンターにお問い合わせしてみてください。**

### ■個人さま（全般）

対象となる方・区域

避難等対象区域

賠償の概要

避難生活等による精神的損害、就労不能損害、その他実費（避難・帰宅等に係る費用相当額、家賃に係る費用相当額）について、対象となる個人さまへの賠償です。

### ■生命・身体的損害

対象となる方・区域

避難等対象区域

賠償の概要

避難等を余儀なくされたために、傷害を負い健康状態が悪化し疾病にかかった避難等対象者の方、または健康状態の悪化等を防止するために医療費等を支払った避難等対象者の方に対する、医療費や入通院にかかる交通費などの付随費用、入通院に伴う慰謝料の賠償です。

### ■避難生活等による精神的損害（要介護者さま等への増額）

対象となる方・区域

避難等対象区域

賠償の概要

日常生活を送るにあたり介護などが必要とされる要介護状態などのご事情がある避難等対象者の方で、避難生活等においてご負担が大きいと認められる方に対する、避難生活等による精神的損害の増額の賠償です。

### ■移住を余儀なくされたことによる精神的損害

対象となる方・区域

帰還困難区域

大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域

賠償の概要

本件事故発生時点に、生活の本拠が帰還困難区域、または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域の方で、長年住み慣れた住居および地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等の賠償です。

### ■早期帰還

対象となる方・区域

居住制限区域、避難指示解除準備区域(いずれも大熊町、双葉町を除きます)

賠償の概要

居住制限区域、避難指示解除準備区域(いずれも大熊町、双葉町を除きます)のうち、**本件事故後4年以内に避難指示が解除された区域**に生活の本拠があった方で当該区域へ解除後1年以内に帰還される方々に対する、生活上の不便さにとまなう追加的費用の賠償です。

**現在三条市に避難している方の区域は該当しません。**

次ページへ続きます 



## 財物に関わる賠償

### ■宅地・建物・借地権

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 本件事故発生時点に避難指示区域内に存在していた宅地および借地権について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を対象とした賠償です。  
また、建物については、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなう財物価値の減少分、管理不能にもなう財物価値の減少の原状回復費用を対象とした賠償です。

### ■住居確保費用

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 (持ち家にお住まいであった方へ)  
移住される際の住宅や宅地の購入費用や、帰還される際の建替え・修繕費用の賠償です。  
(借家にお住まいであった方へ)  
移住・帰還される先で新たな住居を確保するための費用としての定額賠償です。

### ■家財

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 本件事故発生時点において、避難指示区域内の住宅に所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額、および避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費用を対象とした賠償です。

### ■田畑

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 避難指示区域内に存在していた田畑の避難指示期間中に生じた市場価値の減少分の賠償です。

### ■宅地・田畑以外の土地

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 本件事故発生時点において避難指示区域内に存在していた宅地・田畑以外の土地について、避難指示期間中に生じた市場価値の減少分に対する賠償です。

### ■立木

対象となる方・区域 避難指示区域

双葉郡（避難指示区域を除く）  
福島県（避難指示区域および双葉郡を除く）

賠償の概要 (避難指示区域および避難指示区域を除く双葉郡)  
本件事故発生時点において、対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分に対する賠償です。

次ページへ続きます 

(避難指示区域および双葉郡を除く福島県内)

本件事故発生時点において、対象区域内に存在していたしいたけ原木として出荷予定の立木に生じた市場価値の喪失分に対する賠償です。

### ■墓石（修理・移転）

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 本件事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等の修理もしくは移転に要した費用の賠償です。

### ■自動車

対象となる方・区域 旧警戒区域・帰還困難区域

賠償の概要 警戒区域・帰還困難区域の設定により管理不能となった自動車および放射線量の基準値の超過により旧警戒区域外・帰還困難区域外へ持ち出しできない自動車の財物価値の喪失分を対象とした賠償です。

### ■償却資産・棚卸資産

対象となる方・区域 避難指示区域

賠償の概要 本件事故発生時点において、避難指示区域内に所有され持ち出しされていない償却資産について、避難指示期間中に経年または管理不能により生じた財物価値の減少額を対象とした、中小法人さま・個人事業主さまへの賠償です。また、棚卸資産については、管理不能により生じた財物価値の減少額を対象とした賠償です。

### ■住宅等の補修・清掃費用

対象となる方・区域 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域・特定避難勧奨地点  
南相馬市

賠償の概要 旧緊急時避難準備区域等において、避難等にもなう管理不能により損傷した住宅等を原状回復するためにご負担された費用を対象とした賠償です。

## 自主的避難等に関わる賠償

### ■自主的避難等

対象となる方・区域 自主的避難等対象区域  
福島県県南地域  
宮城県丸森町  
避難等対象区域

賠償の概要 自主的に避難された方および自主的避難等対象区域に滞在を続けた方に対する、精神的損害等および追加的費用等の定額賠償です。

次ページへ続きます 


## 法人・個人事業主さまへの賠償

対象となる方・区域	避難等対象区域内外の法人・個人事業主さま 政府等による出荷制限指示等により営業損害等を被られた法人・個人事業主さま 風評被害により営業損害等を被られた法人・個人事業主さま 輸出先国の要求（輸入規制や取引先の要求）や拒否により営業損害を被られた法人・個人事業主さま
賠償の概要	避難指示・出荷制限・風評被害にともなう営業損害、検査費用、追加的費用について、対象となる法人・個人事業主さまへの賠償です。

## 自主的除染に関わる賠償

対象となる方・区域	個人さま 法人・個人事業主さま
賠償の概要	放射性物質による汚染を懸念し、国や地方公共団体等による除染によらず、実施を余儀なくされた除染作業に係る追加的費用の賠償です。

### 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室（コールセンター）  
 0120-926-404 午前9時～午後7時（月～金 [除く休祝日]）  
午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

## 交流ルームひばり通信

# お年玉!! 幸藏さんからいただいたお米の受け取りについて

- 受取期限 **1月28日(土)** 午前9時30分～午後3時  
【注意】交流ルーム「ひばり」の休みは裏表紙のカレンダーでご確認ください。

- 受取場所 交流ルーム「ひばり」（三条市総合福祉センター内）

※お米は、ご家族1人につき1袋（5kg）です。

※今週号と一緒にお届けしました**お米引換券**をお忘れなくご持参ください。

※期間内に受け取れない場合は、交流ルーム「ひばり」までご相談ください。

**問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650**

## 1月・2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				1月19日	20日	21日
				ひばり休み 浜通り配布		
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
	ひばり 午後休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		原子力損害 賠償に関する 相談会
						お米 受取最終日
29日	30日	31日	2月1日	2日	3日	4日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2017.1.18現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	27	61
原町区	5	8
南相馬市 計	32	69
浪江町	7	17
双葉町	3	6
富岡町	1	1
いわき市	1	5
郡山市	4	10
合計	48	108

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511